

2016年度 NO. 1 2016. 5. 31

目 次

1. 茨木市は随意契約を適正化せよ

財務大臣通達によると、随意契約を是正するため、要綱化を求めている。大阪市ではこれを受け、ガイドラインを作成している。茨木市も一般競争入札に関して要綱を作成しているが、随意契約については書かれていない。茨木市の随意契約の実態の情報提供を求め、明らかになったことを報告する。地方自治法では金額の上限を定めているが、かなりの件数が基準金額を超えていて違法であることが明白である。

2. 魚粉飼料高騰の余波（その6）

田尻町漁業協同組合が、大阪府漁業施設の占有申請において平成28年3月末で期限が切れるため、改めて申請が出されていたが、大阪府は4月、漁業施設内の施設について許可を与えなかったことがわかった。大阪府に対して私たちが主張してきたことが功を奏して進展してきたが、大阪府内で生じた魚アラが事業系一般廃棄物として、適正なりサイクルシステムに則り処理されて来た『優れた循環の輪』を、違法な業者により断ち切ることがあってはならないと考える。

3. 容リ法における材料リサイクル優遇制度は合理的根拠が無い

環境省は容器包装リサイクル法の改正を言うっておきながら、なかなか結論が出せないでいるが、先般、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）が行われた（平成28年4月4日～5月6日）。

市町村にとっては、容リプラの収集・保管・管理の費用がかさむことが問題になっており、近頃では、和歌山市や大津市など容リプラの分別を止める行政が出て来ている。

茨木市は随意契約を適正化せよ

平成 18 年 8 月 25 日付の財務大臣通達「公共調達適正化」では随意契約の制限をより明確化すること、及び随意契約であったものを競争入札に変更することを促しています。この通達は大阪府を通して、総務省の文章と共に茨木市にもメールで伝えられました。これを受けて、茨木市は、契約検査室を中心に検討をして平成 20 年 4 月 1 日に「事後審査型制限付一般競争入札試行要綱」の制定及び「制限付一般競争入札実施要綱一部改正」を行い、それ以降も必要に応じ改定しています。重要ポイントは以下の 4 点です。

工事関係の制限付一般競争入札にしなければならない業種は土木、建築、電気及び管から土木、建築、電気、管、舗装、塗装、造園、水道管布設に拡大しています。第 2 に金額については、土木 4 億円、建築 6 億円、電気及び管 1 億 3 千万円以上は変わりませんが、設計金額は 3 千万円以上であったものを 1 千万円以上にしています。第 3 に落札業者が適正な応札をしたか否かを検査する事後審査型の制限付一般競争入札制度を導入しています。さらに、平成 20 年 4 月 1 日 郵便入札試行要領を制定し、工事関係の事後審査型制限付一般競争入札の入札方法に郵送入札を導入しています。この改善により談合の防止効果が高まるわけです。第 4 に対象業種を更に拡大し、とび・土工、防水、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、工事系委託を追加しています。

この要綱は競争入札制度の改定であり随意契約については何も書いていないのです。財務大臣の通達は随意契約についても地方自治法及び同施行令に則り詳しく要綱化することを求めているので大阪市はそれを受け 2015 年度 NO 5 号で書いたようなガイドラインを作っています。当然茨木市もガイドラインを作るべきではないかと思ったので担当課に質問すると「随意契約については、地方自治法及び同施行令に基づいて実施している」と言うのです。そこで「地方自治法及び同施行令」に基づく実施要綱はどこにあるのか聞いたすと茨木市財務規則 第 7 章 契約 第 2 款第 1 2 3 条（随意契約）という条項だとわかりました。ただそこには随意契約については「(地方自治法) 施行令第 1 6 7 条の 2」に従うと書いてあるだけでした。同施行令 1 6 7 条の 2 は、随意契約は一号～九号の契約なら出来るとして、どのような契約が一号～九号に該当するのか詳しく書いてあるので、大阪市はこれをわかりやすくするガイドラインを作ったのです。ところが茨木市はわかりやすくすると過去続けてきた随意契約が違法であることが非常に明白になるのでしてないのです。

(地方自治法) 施行令第 1 6 7 条の 2

第 1 号	※別表 5 に掲げる契約の種類に応じ、地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき
第 2 号	性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
第 3 号	身体障害者授産施設等から物品を調達したり制作物を購入する時、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
第 4 号	市長の認定した者から新商品として生産された物品を買い入れる契約
第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込のあるとき
第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき

※別表5

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき契約の種類	予定価格 (税込) ・都道府県及び政令指定都市の金額 ・市町村は、下線の金額 ・⑤は、同額	適用
① 工事又は修繕、コンサルの請負	250万円を超えないもの <u>市</u> 町村では130万円	工事等の請負契約
②財産の買入れ	160万円を超えないもの <u>市</u> 町村では80万円	物品買入契約
③物件の借入れ	80万円を超えないもの <u>市</u> 町村では40万円	情報処理機器、ソフトウェア、輸送用機器などの借入契約
④財産の売払い	50万円を超えないもの <u>市</u> 町村では30万円	
⑤物件の貸付け	30万円を超えないもの	
⑥前各号に掲げるもの以外のもの	100万円を超えないもの <u>市</u> 町村では50万円	・工事等の請負以外の請負契約 ・業務委託契約など

この中の1号が今問題にしている収集運搬契約に関する規定ですが、「地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」と書かれているのを茨木市は悪用しているのです。これだけ読むと茨木市が決めた金額を超えなければ随意契約できると解釈できますが、この法律は茨木市が決められる額は当然国が決めた制限額を超えない範囲内である必要があるので、別表5で契約の種類毎に随意契約できる金額の上限を示しているのです。「地方公共団体の規則で決める」と書いてあるのは、地方自治体の規模に応じ金額が違って来るからで、この施行令では都道府県と政令指定都市は上限金額をこの2つ以外の茨木市のような規模の自治体より大きくしているのです。

ごみの収集運搬契約は別表①の工事又は修繕、コンサルの請負ではないし、2号、5号、6号、8号に該当すると茨木市は説明していないので、別表⑥前各号に掲げるもの 以外のものに相当します。

そこで、現在、茨木市でどのくらいの随意契約がされているかを知るために、情報提供を求め以下の内容入手しました。期間は、平成27年(2015年)4月1日から平成28年(2016年)1月22日までが契約締結日のもので、光熱水費、電話料金、歳入等は未集計です。その実態は驚くべき数があり、びっくりです。以下に書きます。

総数 4,352件以上

基準金額を超える件数

内訳	修繕関係	45件	510万円	
	工事関係	38件	74,310万円	32件(84%)
	コンサル	7件	1400万円	2件(28%)
	業務委託関係(単価契約)	21件	238万円	
	物品関係(単価契約)	11件	410万円	
	手数料関係	1,202件以上	9,064万円	
	各課 物品(10万円以上)	1,530件	57,254万円	80件(5%)
	各課業務委託	1,498件	484,395万円	414件(28%)

なぜこんなことが許されているのか、疑問に思い、契約検査課に質問したところ、「地方自治法施行令の別表5で定めている金額は、同施行令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約に対するものであり、同施行令第167条の2第1項第2号以下の号に該当する場合は、金額の制限はありません。例えば、2号の随意契約に該当するものとして、既に構築しているシステムの改修業務など、既存システムを構築した業者でなければ対応が困難である業務等が考えられます。このような案件につきましては、別表5の金額を超えた随意契約ということが起こりえます。また、3号以下の随意契約についても同様で、別表5に定めている金額の制限は適用されません。」との回答でした。

念のために、総務省に問い合わせました。答は市と同じでしたが、「ほとんどの契約案件が第1号に該当するので、第2号以降の理由づけで第1号別表5逃れがないようにしておく必要がある」との回答を得ました。総務省は、「第1号に該当する契約であるにもかかわらず、何の説明もなしに1号以外の契約だからとして、別表5逃れをすることは違法」と言っているのです。

(山下 宗一 記)

材料リサイクル優遇制度は合理的根拠が無い

パブコメに書いたこと

容リ法の改正問題が国の審議会で議論されていてパブコメを募集していたので容リプラスチックの入札制度の中の材料リサイクル業者が市町村申し込み量の半分以上を優先的に確保できる制度を止めて欲しいという意見を書きました。入札価格は6万円/tでケミカルリサイクルより1.5万円/t高いのに改めようとしなからず。国の報告書を見ると、以下の問題があることがわかります。

- ①同じプラスチック類のペットボトルと比較しても、この分別収集実施市町村割合は98%（人口比では99.7%）となっているのに、容リプラのそれは各々75%、83%と低い上に和歌山市がこの4月から分別収集を止め焼却することで経費が約1億円削減できることを示したり、大津市もその方向で検討をするなど、“逆風”が強まっているため近年は参加率は横ばいである。
- ②市町村が負担するペットボトルの収集・保管・管理費の合計は418億円であるのに対し、容リプラは約2倍の805億円にもなっている。
- ③前者は平成18年以降「有価物」になったのに対し、後者は依然として「廃棄物」で平均「処理費」が約5.2万円かかる。
- ④スーパーなどが負担している再商品化委託料380億円（平成26年度）のうち93%の352億円が容リプラリサイクル費である。
- ⑤材料リサイクル業者の落札額は約6万円/tであるのに対し、ケミカルリサイクル業者のそれは4.5万円/tと1.5万円（平成27年度）安い。この差はピークの平成21年度の差3.5万円/t（7.8万円-4.3万円）より小さくなったとはいえ、最低価格入札者落札原則に反する。これは材料リサイクル業者は優先的に市町村申し込み量の50%を落札できる優遇制度に因る。この優遇策の是正問題は、6～7年前にも議論され2つの改善策が実行された。
- ⑥優先量に50%の上限が設けられた。上限が設けられていなかった平成20年度には落札量が約60%にもなっていたからである。
- ⑦落札量の45%（これを収率という）以上を再商品化する規制は変えなかったが、収率改善努力をする業者に入札要件を有利にする特典を与える制度を創った。この規制を悪用して残りの55%をコストの

安い焼却業者に委託する業者が現れたからである。45%の再商品化規制を変えなかったのは材料リサイクルに適したプラスチックは落札量の約半分しかないからである。

この優遇策は「原材料を効率的に用い原材料として再生利用できるものは再生利用し、それができない場合に熱回収するという基本原則」に基づいていますが、材料リサイクルが「原材料の効率的利用」になるか否かの検討をした形跡はどこにも見当たらないのです。

そこで「効率」概念を調べると「産出／投入比率」を意味すること、「投入」がモノの場合には「収率」、エネルギーの場合には「エネルギー効率」、お金の場合には「経済効率」とか「費用対効果」と言われることがわかりました。

材料リサイクルの収率は国が45%以上と決めています。半分以下でも容認せざるを得ないのは種々雑多なプラスチックまで選別させると手間暇がかかりすぎ「経済効率」が著しく悪くなり応募する材料リサイクル業者がいなくなることが予想されるからです。

ケミカルリサイクルの規制収率は75%（高炉還元剤化）と85%（コークス炉化学原料化）、固形燃料化のそれは80%と高くなっているのは材料リサイクルより手間暇をかけて不適物を除去するの必要がなかったり、大規模な施設を使うことでコストダウンできる、高炉やコークス炉では蒸し焼きにすることでCOを発生させると同時に焼却もできるなど収率を高く出来るし、経済効率もよくすることが出来るからです。

「経済効率」は投入したお金と利益や売上高の割合を表しますが、高低を比べるには過去と現在とか、機械化の方法の違いと比べると色々あります。材料リサイクル優先策は、焼却時に発生するCO₂がないからです。排ガス中のCO₂を回収し貯留する費用の方が安ければ焼却炉に装置をつける方がよい可能性も出てきます。排ガス中のCO₂を削減する実機はまだありませんが、費用の試算は国立環境研・地球環境研究センターがしていてHPによると、火力発電所や製鉄所からのCO₂を回収し、地下に貯留する費用は800円～18,400円/CO₂-t、日本での全CO₂回収・貯留費用は1万円/CO₂-tと仮定すると毎年12兆円必要になるとしています。

一方容リプラを燃やさないことに因るCO₂削減量は国が試算していて材料リサイクル34.6万t、ケミカルリサイクル31.2万t、独自処理7.9万t、合計73.7万tを自治体が焼却しないことに因るCO₂削減量は年間130万tになるとしています。すると容リプラ1tをリサイクルすることに因るCO₂削減量は約1.8tと試算できます。

また材料リサイクル業者は、25年度に平均6.64万円/tで落札しているから、34.6万t×6.64万円≒230億円の費用で、73.7万tのCO₂を削減すると申請したことになります。ところがこの45%をリサイクルするとよいので現実には約半分の17.3万tリサイクルして、残りの半分は固形燃料化等により焼却してCO₂を排出しても許されてしまうので、現実の削減量は73.7万t半分の37万tとなります。すると材料リサイクルによるCO₂削減費用は230億円÷37万t≒6.2万円/CO₂-tとなるのです。


即ち材料リサイクルによる削減費用6.2万円/CO₂-tと排ガスからの回収・貯留による削減費用と比べると約6倍、上限の2万円の3倍にもなるのです。この要因は単一素材でなく種々雑多なプラスチックから再生品質に適したプラスチックを選別するに要する費用が著しく高いことによるから約2万円より安くなることは期待できません。

収率が最悪で、経済コストも排ガスからのCO₂回収・貯留による削減費用の3～6倍もしますから、材料リサイクル優遇策は止めた方がよいことがわかります。 (森住 明弘記)

魚粉飼料高騰の余波（その6）

魚粉飼料高騰の余波（その2）及び（その4）において、近畿一円で収集された魚アラが、有価物及び事業系一般廃棄物として大阪府所有の土地である田尻町中継施設に運ばれていることや、その中継施設が、田尻町漁業協同組合が大阪府に漁港占用許可申請書を提出し大阪府知事より許可を受けた施設であるという現状を報告しました。

平成28年4月22日大阪府行政文書公開決定通知を受けて、漁港区域内で公共の用に供されている公共空地における、田尻町漁業協同組合申請の占用許可について現段階で明らかになっている事実を報告します。

大阪府指令水第1014号
泉南郡田尻町りんくうポート北1番 田尻漁業協同組合
平成28年3月10日に申請のあった別記施設設置に伴う漁港施設の占用は、裏面の条件を付けて許可します。
ただし、申請があった漁港施設のうち、水産倉庫（476.1㎡）及び水産倉庫2（42.68㎡）の占用については、下記の理由により許可しません。
記
当該用地については、用地の使用状況が許可条件に適合しないおそれがあるため、特定企業による独占的な使用の是正及び土地利用の適正化について改善を勧告してきたところではありますが、未だ改善が見られない状況です。
このような状況であることから、当該用地の占用を許可することは漁港施設の管理上支障があると認められるため、大阪府漁港管理条例第8条第2項第2号の規定により許可しません。
平成28年4月1日
大阪府知事 松井 

当会としては許可権者である大阪府環境農林水産部水産課漁港整備グループに対して、許可の条件に違反する利用状況ではないのかと何度も訴えてきました。

その際の、大阪府からの回答は「当該土地の利用状況には改善の余地がある。指導も含めて検討していきたい」との内容でした。

その後も、当会調査の使用状況に関わる資料を提出するなどの活動を継続し、許可要件に記載されている具体的な対応を求めてきました。

その結果、平成28年4月1日付け、大阪府指令水第1014号において、当該施設（水産倉庫及び水産倉庫2）については、田尻町漁業協同組合からの占用許可申請を認めず許可をしませんでした。

しかし、「当該用地については、用地の使用状況が許可条件に適合しないおそれがあるため」にとどま

っており、許可の条件に違反しているとの記載がなされておりません。

条 件

（許可物件）

（使用目的）

第2条 許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。

（転貸の禁止）

第5条 許可を受けた者は、許可を受けた漁港施設並びにこれに設置した工作物を第三者に転貸してはならない。

(許可の取り消し又は変更)

第9条 知事は次の各号のいずれかに該当するときは、許可の全部又は一部を取消し又は変更することがある。

(2) 許可を受けた者において、この条件に違反する行為があると認められたとき。

○大阪府の説明によると、(使用目的)(転貸の禁止)にあたっては確認ができていないとの回答に終始し平成27年度中の(許可の取り消し)条件違反に伴う措置は行われませんでした。

(原状回復等)

第10条 許可を受けた者は、占用期間が満了したとき、あるいは占用を廃止しようとするとき又は前条

の規定により許可を取り消されたときは、知事の指定する期日までに許可を受けた者の負担において現状に回復しなければならない。この場合において生ずることのある損失については、知事は補償しないものとする。

○水産倉庫及び水産倉庫2については、占用期間が満了しており(原状回復)しなければならないと明記されています。しかし、大阪府の説明では「その期日も含め現在指導中です」との回答になっており、当該用地は違法に占拠・使用されている状態となっています。知事の指定する期日が一刻も早く通知され、占用許可内容が正常な形で実行されるようさらに働きかけていきたいと思っています。

田尻町漁業協同組合申請書別記の写し

(別記)

目的	面積	備考
漁船巻揚施設	用地 50.55 m ²	1
〃	船揚場 29.90 m ²	2
荷捌所及び組合事務所	用地 160 m ²	4
いけす	38.08 m ²	5
水産倉庫	476.1 m ²	7
釣堀施設のフロア	外部施設 (仮施設) 16.05 m ²	8
ホイスト	0.16 m ²	9 0.4×0.4
水産倉庫2	42.08 m ²	10

大阪府指令水第1014号で交付した別記の写し

(別記)

目的	面積	備考
漁船巻揚施設	用地 50.55 m ²	①
漁船巻揚施設	船揚場 29.90 m ²	②
荷捌所及び組合事務所	用地 160 m ²	④
いけす	〃 38.08 m ²	⑤
釣堀施設へのフロア	外部施設 (仮設物) 16.05 m ²	③
ホイスト	外部施設 (高架構造物) 0.16 m ²	⑥ 0.4×0.4

○水産倉庫及び水産倉庫2が除かれています。

大阪府における漁港の区域内における行為についての許可申請書には、提出書類として(・所定の申請書2通 ・計画書 ・占用施設の位置、構造等を示す図面)が必要とされていますが、大阪府に質問しますと、従前からの引き続きの申請については(計画書、構造等を示す図面)添付書類として求めているとの回答でした。しかし、水産倉庫2が新規に申請された、平成25年7月20日付け田尻町漁業協同組合の申請書には、新規許可申請であるにも関わらず、計画書、構造等を示す図面の添付を義務付けませんでした。大阪府指令水第1014号にあるように、特定企業による独占的な使用を認めてしまった原因がここでも明らかとなっています。

当会が魚粉飼料高騰の余波（１）から現在まで問題提起してきましたことは、事業系一般廃棄物（魚アラ）の大阪府内における適正なリサイクルシステムについて、水産倉庫２が大阪府田尻町内に設置されたことによって大きな影響が発生したことに起因しています。



H28. 5. 10 (有)大興 冷蔵庫へ搬入



H28. 5. 1 (株)林興業 冷蔵庫へ搬入

魚粉飼料高騰の余波（その２）では、府下全ての市町村において大阪府魚腸骨処理対策協議会が設置されており適正な処理と魚粉・魚油への再生利用を目的に、小島養殖漁業生産組合岸和田フィッシュミール工場に処理を委託し、搬入・資源化を行ってきた経過を報告しました。また、収集・運搬を行うに当たっては、各市町村が規則を制定する再生利用指定制度に基づく指定証を取得し、府内のリサイクルシステムを構築してきたのです。水産倉庫２の存在によってそのシステムは危機に直面しています。



田尻町施設については、当会の指摘によってその違法性が明らかとなり大阪府も指導対象としてきました。しかし、現在も全大阪魚蛋白事業協同組合（収集運搬業者３社。魚粉製造業者１社）は組合ぐるみで多量排出者の魚アラを有価物として買い取ったり、スーパー等から排出される事業系一般廃棄物（魚アラ）を田尻町施設に収集・運搬しています。また、田尻町施設は大阪府の許可のもと全大阪魚蛋白事業協同組合が使用を認められているとして、奈良県内一部市町村から事業系一般廃棄物

収集運搬限定許可を取得しています。「有価物として買い取れば廃棄物処理法は適用されない。」というのが施設使用正当性の根拠となっていますが、大阪府が占用許可を認めなかった水産倉庫２については、正当性を主張する根拠もなくなっているのです。

H26. 10. 10 (有)錦海化成大型車両



H28. 5. 1 近大関係の木箱

水産倉庫の占用許可によって水産加工業を行っている「なんたけ株式会社」については（その４）で報告しました。同社は(株)アーマリン近大の主な販売店として掲載されており、取扱魚は近大マグロ、近大マダイ、近大シマアジとされています。当該敷地内には、近大、串本、水研と書かれている木製の箱が置かれています。

田尻漁業協同組合の占用許可条件目的外使用であることが明らかになっています。

現在も継続している不法な使用状況が一日も早く解消されるよう、当会としても協力していきたいと考えています。

(杉本 照夫記)